

重度障害者等包括支援の控除対象額等の算出方法について

通知「医療費控除の対象となる在宅療養の介護費用の証明について」の別紙「障害福祉サービス利用者負担額証明書」の具体的な算出方法については以下のとおりですので証明書作成事務の参考としてください。

1. 重度障害者等包括支援に係る控除対象額

- ① 居宅介護及び短期入所について、重度障害者等包括支援サービス提供実績記録票（以下「実績記録票」という。）の「単位数」欄にあるそれぞれの単位数を月ごとに合計する。
- ② ①の単位数を実績記録票の重度障害者等包括支援全体の実績単位数で除して算出した割合（小数第2位以下四捨五入）に、重度障害者等包括支援の利用者負担額を乗じて控除対象額を算出する。
- ③ 重度訪問介護についても、①、②と同様の方法で控除対象額を算出する。
- ④ ③で得た額に1/2を乗じる。
- ⑤ ②で得た額と④で得た額を合算し、証明期間内における各月の合計を合算する。
→ 証明額を算出

2. 重度障害者等包括支援以外に係る控除対象額

- ① 利用者負担額が利用者負担上限月額を超える月については、当該利用者が利用したサービスごとに、利用単位数を全利用単位数で除して得た割合を算出する。
- ② ①で得た割合を利用者負担上限月額に乗じる（重度訪問介護については、さらに1/2を乗じる。）。

※ 上限額管理が行われ、医療費控除対象額が領収額を上回る場合は、控除対象サービスを提供した居宅介護事業者等が、上記②の額を算出し、領収額をかつこで記載するものとする。（その際、上限額管理結果票と上限額管理事業者等の領収書等を添付することとする。）

【記載例】

利用者負担額	5,000円（ただし、上限額管理のため領収額は2,000円）
--------	--------------------------------

（領収額を確認するため、上限額管理事業者の領収書も添付してください。）